

## 介護職員処遇改善加算金の支給に関する規程

(目的)

第1条

この規程は、社会福祉法人青藍会(以下法人という。)給与規程に規程する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員処遇改善加算制度(以下加算制度という。)について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条

法人の常用職員または非常勤職員の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員処遇改善加算金の支給対象職員を対象とする。

(支給額)

第3条

加算金の支給額は、加算制度による加算見込み額の範囲内において、法人(または理事長)が定める額とする。

(支給)

第4条

加算金の支給は、年2回(8月、12月)の賞与にて、処遇改善手当として支給する。

(在籍の限定)

第5条

加算金は、8月賞与支給時6月1日、12月賞与支給時10月1日に在籍していない者については、支給しない。

(その他)

第6条

この規程は、特定加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

付則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。